

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

青森県北津軽郡鶴田町

2 構造改革特別区域の名称

「鶴と国際交流の里」英語教育推進特区

3 構造改革特別区域の範囲

青森県北津軽郡鶴田町の全域

4 構造改革特別区域の特性

鶴田町は、津軽平野の中央に位置し、面積46.38km²、東西13.4km、南北6.75kmと東西に長くのびた地形で、町の中央部を世界遺産で有名な白神山地を源とする一級河川の岩木川が流れる風光明媚な田園地帯である。町の南西部には津軽富士と称される岩木山を眺めることができ、その雄大な山影を湖面に美しく映す津軽富士見湖や富士見湖パークは、人と自然の調和のとれたナチュラルリゾートとなっている。また、その優美な湖面に美しい姿を映す鶴の舞橋は、全長300mの三連太鼓橋で、日本一長い木橋でできたぬくもりたっぷりの優しいアーチは、国際交流都市・鶴田町の新しい魅力となっている。

人口は、15,452人(平成17年12月31日現在)で、農業を基幹産業とする町であり、基幹作物は、米とリンゴで作付面積は町総面積の約6割を占めている。また、昭和45年頃からはスチューベンぶどうに転作する農家が増え続け、今では78haに作付けされており、その生産量は日本一となっている。

当町では、町民の健康増進と米文化の継承を推進するため、「鶴田町朝ごはん条例」を制定し、平成16年4月1日より施行した。朝ごはん運動は、鶴の里健康長寿の町宣言に基づく健康長寿目標の達成を目的としており、基本方針を「ごはんを中心とした食生活の改善 早寝早起き運動の推進 安全で安心な農作物の供給 地産地消の推進 食育推進の強化 米文化の継承」の6項目に定め、町民総参加による広く積極的な展開を推進している。学校行事の一環として行われる農業体験の米づくり、リンゴづくりもまた、食を大切に作る心を養いながら、ふるさとへの愛着を深める食育活動として展開している。同じく平成16年4月から、管内小・中学校一斉に「朝の10分間読書」活動を実施し、これに併せて、町では学級文庫の充実に向け、平成16年度から一学級に特別枠の書籍代を計上し、子どもたちの読書環境の整備に努めている。このように、地域・学校・家庭・行政が一体となって子どもの生活リズム向上を目指した環境づくりに努めている。

一方、国際交流分野においては、昭和52年7月27日、リンゴ作りという共通産業を持つアメリカ合衆国オレゴン州フッドリバー市と姉妹都市盟約を締結し、四半世紀余にわたる交流の歴史を刻み、相互訪問した人員は延べ1,100余名を数える。特に、昭和54年6月に、フッドリバーバレー高校へ第1号留学生として1年間派遣して以来、派遣された高校生は平成17年度で延べ23名を数える。また、昭和59年から始まった中学生大使派遣事業は、平成16年度で第21回の訪問団を数え、訪問した中学生は440名に至る。また、平成元年3月に第1回青森県国際交流シンポジウムを、翌平成2年6月には国際交流フォーラムinつるた90を開催し、全国各地から約1,100名が参加した。

このような中、学校現場においては、外国青年招致事業の一環として、昭和63年8月より英語指導助手1名を中学校へ配置するとともに、平成2年8月からは国際交流員1名、翌平成3年8月からは姉妹都市フッドリバー市からの国際交流員1名を、管内の保育所や小学校などに派遣し、初等英語教育を浸透させてきた。また週1回、町公民館において、町民対象の英会話教室を開催し、幼年期から大人まで英語に対する興味や関心を高め、積極的にコミュニケーションする能力を養っている。

このように、「まちづくりは人づくり」を基本理念とし、国際色豊かな鶴田町の特性を活かしながら、町民一丸となって国際感覚を身につけ国際化社会に対応できる人材の育成を図っている。

5 構造改革特別区域計画の意義

国際化、情報化、少子化などの社会環境が急速な変化を見せる中で、必要かつ大切なことは、日本人としてのアイデンティティを大切に、国語力を高め、郷土の文化を愛しながら、国際感覚と高いコミュニケーション能力を備えた人材を育成することである。

「鶴と国際交流の里」をかかげる鶴田町では、これまでの国際交流の歴史を再確認し、オリジナリティあふれる国際化教育を目指す一層の展開が必須である。

そのためには、次代を担う子どもたちに国際的共通語である「英語」に、早期より触れさせ、コミュニケーション能力を育てながら、ヒアリングを中心とした基礎的な英語教育を確実に実践していく必要がある。町内全小学校において英語の授業を実施し、身近なことから英語に触れ、外国の文化に関心を持つ機会を通じて、国際感覚を身につけさせる教育が大切である。これは、将来にわたって地域社会や国際化社会に貢献できる人材を育成することにつながり、まさしく鶴田町の目指すまちづくりの一環である。

6 構造改革特別区域計画の目標

鶴田町では、第4次総合計画「鶴の里ロマン21・未来への飛翔 - 鶴のミュージアム・タウンづくり」をまちづくりの基本目標とし、町民一人一人が鶴田町というキャンパスに向き合い、それぞれの思い描く将来像を創りあげ、町民が主役となり当町の恵まれた自然・歴史・

文化・産業を活かしながら、人間性豊かな心を育む力を身に付けることができるまちづくりを推進していくものである。

その中で、未来にはばたく鶴田の子どもを育成するため、個を生かし、生きる力を育む学校・社会教育の推進を重点とし、国際化に対応する教育の推進を図るため、一人一人の子どもが諸外国の文化と伝統について、早期より関心と理解を深めることが重要と定めている。

中学校指導要領外国語の中に、「必須教科としての『外国語』においては、英語を履修させることを原則とする」とあるように、まさに外国語教育の根源は、「英語」である。鶴田町が将来の国際化社会に貢献できるようにするためには、思考力が柔軟で臆せず話せるという点で、小学校より「英語」に取り組むことが必要である。ネイティブスピーカーの英語指導助手・国際交流員から生きた英語を学ぶことによって、国際感覚やコミュニケーション能力が培われる。また、このことは、文部科学省が打ち出している『英語が使える日本人の育成構想』に適うものとなり、全国へ波及する取り組みとなる。

こうした取り組みを行うことにより、兄弟、姉妹、両親、地域、社会へと、子どもを中心とした、英語から生まれるコミュニティ社会の形成が実現し、町民全体が主体的に国際交流事業に参加できるという環境が整う。まさにこのことが真の「鶴と国際交流の里」づくりにつながる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的効果

小学校から英語に慣れ親しませ、英語への関心を高めることで、好奇心の高揚や語彙力の増大が期待される。さらには、主体的・積極的な姿勢が生まれ、自己表現能力の向上が期待できる。また、青森県立鶴田高等学校国際教養コースとの連携により、さらなる国際精神とコミュニケーション能力を備えた、真の国際人としての人材育成が実現できる。

また、小学校からの英語教育の導入や英会話教室の実施により、子どもたちを通して、保護者や地域間でのコミュニケーションや交流活動の増大が実現できる。仲間意識の向上や国際化社会づくりの機運が芽生え、新たな交流が確立され、更なる国際交流事業の進展が期待される。

加えて、副次的には、英語教育を実施していくにあたり、英語教材の購入、国際的な事業・イベントの実施によって、地元経済の活性化へとつながる。さらに、英語講師活用や人材育成など、英語教育関連産業の増大や新たな雇用創出の場も期待できる。

8 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

9 構造改革特別区域において実施しまたはその実施を促進しようとする特定事業に関連

する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 鶴田町英語教育推進委員会の開催

鶴田町の英語教育における全共通事項として、鶴田町教育委員会・鶴田町校長会代表1名・鶴田町教頭会代表1名・管内小学校教務主任及び中学校英語科教諭等で構成する「鶴田町英語教育推進委員会」を結成し、指導指針や、教材、評価など英語教育の推進を図る。

(2) 英語指導に関する教員対象の研修会の実施

教員の英語指導資質向上のため、小学校教員の研修機会の充実を図る。また、国際交流員や英語指導助手との連携に努める。

(3) 指導指針及び教科書、教材の選定

「鶴田町英語教育推進委員会」で選定した教材を教科書として使用し、わかりやすい表現、会話及びコミュニケーションすることを目的とした指針を立案する。これに基づき、鶴田町の地域特性を活かした独自の教材を選定し授業で活用する。

(4) 小・中・高等学校の連携

高等学校に設置されている国際教養コースと、中学校においての英語教育との連携を図り、「英語合宿」や「English Day」等の参加を通して、交流を図る機会を設ける。また、その時間を活用して小学校教員と中・高等学校の英語科教員との指導法や指導計画などの充実を図る。

(5) 国際交流事業との連携

鶴田町中学生大使派遣事業

町内に在住する中学生を毎年、姉妹都市であるアメリカ合衆国フッドリバー市へ派遣することによって、国際感覚を身につけさせ、広い視野を持った人間性の育成を図ることを目的とした事業。8泊9日間の滞在中は、一般家庭にホームステイすることによって、生きた英語に触れながら異文化生活を体験し、アメリカの教育・文化への理解を高めるとともに、自国の歴史や文化の継承を深める。

フッドリバー来町団受入事業

姉妹都市フッドリバー市より来町した市民の受入事業。ホストファミリー先の生徒と一緒に中学校へ通学するなどの交流を目的として、日本独特の文化や施設、そしてさまざまな体験活動に触れることによって、日本や鶴田町の良さを知ってもらう。

姉妹都市小学校との交流の推進

管内各校の姉妹校は、鶴田小学校 ウェストサイド小学校、菖蒲川小学校 カスケード・ロックス小学校、梅沢小学校 パークデール小学校、胡桃館小学校 メイストリート小学校、富士見小学校 セブンスディ・アドベンティスト・グレイド小学校、水元中央小学校 ミッドバレー小学校、パイングローブ小学校、鶴田中学校 フッドリ

バー中学校、ワイースト中学校、鶴田高校 フットリバーバレー高校であり、各姉妹校との交流を継続するとともに、現交流を見直しながら、インターネットやテレビ電話などを利用した新しい交流の拡大を図る。

国際交流員・英語指導助手事業との連携

管内小・中学校での指導体制のもと、国際理解教育のために各校の希望に合わせて、人数増の要望をすることを念頭に置きながら、集中かつ計画的な時間割を立案する。

英会話教室との連携

現在、町公民館で週1回行われている英会話教室との連携を図る。講師の国際交流員や英語指導助手及び英語が堪能な町民を講師として活用することで、英語による日常のコミュニケーションを広く学び、交流を深める機会とする。

国際スポーツフェスティバルとの連携

毎年8月に行われている町民スポーツフェスティバルと併せて、北海道国際交流センターより数名の外国人研修生が参加している。スポーツを通しての触れ合いを持つことで、より密接なコミュニケーションを発揮できる機会ととらえ、生涯学習の場として活力と感動を生み出すスポーツ活動との連携を図る。

別紙

1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 構造改革特別区域の適用を受けようとする者

鶴田町立全小学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の設定の日

4 特定事業の内容

- (1) 事業に関与する主体 鶴田町
- (2) 事業が行われる区域 鶴田町立全小学校
- (3) 事業の実施期間 平成18年度から実施
- (4) 事業により実現される行為や整備される施設等

小学校全学年の教育課程に「英語活動科」を新設する。第1・2学年は年間15時間、第3・4学年は年間30時間、第5・6学年は年間35時間設定し、町内全小学校において、学級担任を中心として国際交流員及び英語指導助手とのチームティーチングによる授業等を実施する。

中学校英語を先取りするものではなく、音声を中心とした内容の授業を設定する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

現在、町内全小学校において、各学校が創意工夫をしながら、「国際理解教育」を実施し、国際交流員との交流を中心としながら、英会話の体験的な学習を行っている。

しかし、どの程度の時間を使って取り組むのか、どのような目標や内容、指導計画や指導方法で取り組むのかについては各学校に任されており、学校間における英語活動に対する取り組みは統一されていない。

また、小学校1・2学年においては、現行の学習指導要領の中で英語活動を行うことは困難である。

鶴田町で実施しようとする小学校における英語教育は、聞くこと・話すことなどの実践的能力を養い、言葉や文化に対する興味・関心を高め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てることをねらったものである。そのために、国際交流員や英語指導助手の生きた英語に触れたり、歌やチャンツ、ゲーム、視聴覚教材などを取り入れた英語活動が中心になる。

このような英語教育を行うためには、教育課程の編成及び教育課程の基準に特例措置を設け、小学校における英語活動を全ての学校で体系的に実施できるよう「英語活動科」を新設する必要がある。

(2) 要件適合性を認めた根拠

鶴田町では、第4次総合計画「鶴の里ロマン21・未来への飛翔 - 鶴のミュージアム・タウンづくり」を推進し、個性豊かな産業や地域文化の創出に向けて町民一丸となって努力している。そのために、当町の恵まれた自然・歴史・文化・産業を生かし、町民が主役となって、うるおいと生きがいのあるまちづくりを目指して、さまざまな事業を展開している。

その中で、未来にはばたく鶴田の子どもを育成するために、個を生かし、生きる力を育む学校教育の推進を図っている。一人一人の子どもが、わが国や諸外国の文化と伝統について、早期より関心と理解を深めることが必要であり、そのためには小学校から英語教育を実施することが極めて効果的である。感受性豊かな子どもたちが、授業の中で直接生きた英語と触れ合い、慣れ親しむ活動は、「国際感覚を身に付け、国際化社会に貢献できる青少年」を育成するうえでも極めて重要な要件と考えられる。

鶴田町において規制の特例を導入し、現行の学習指導要領には示されていない「英語活動科」を町内全小学校で実施することは、「学問の自由を尊重し、実生活に即し、自発的精神を養う」という教育基本法第2条、及び「国際協調の精神を養う」という学校教育法第18条第2項に通じるものである。

国際化が進んでいく社会において、自分の思いや願いを伝え合い、深め合うために積極的に英語によるコミュニケーション能力を高めていくことは、将来にわたって地域社会や国際化社会で活躍できる人材の育成につながる。また、国際感覚を身に付け国際的共通語である英語でのコミュニケーション能力を身に付けることは、国際化の中で日本が世界に理解され、信頼され、国際的地位を高めることにもつながる。

また、本計画においては、「生活科」「総合的な学習の時間」を削減しているが、「英語活動科」の学習で行われる英語による主体的な表現活動やコミュニケーション活動等は、豊かな国際感覚を養い、国際社会に主体的に生きる力を育むものであり、「主体的に生きる力を育む」という点において「生活科」や「総合的な学習の時間」の学習で目指すねらいと共通すると考えるため、問題ないと判断する。

以上のように、本特区は教育基本法及び学校教育法に示す教育の目標と合致するものである。国際化社会に対応できる子どもたちを育てたいという鶴田町民の期待に応え、「国際感覚を身に付け、国際化社会に貢献できる青少年の育成」の実現に向けて、特区として小学校から英語教育を実施する必要があると認める。

(3) 取り組みの期間

小学校1年生から小学校6年生までの児童を対象に、平成18年度より実施する。

平成23年度には「英語活動科」に取り組んだ1年生が6年生になるので、これを一つのサイクルとして、平成24年度以降に向けての事業の評価・見直しを実施する。

(4) 教育課程の基準によらない部分

学校教育法施行規則第24条第1項に規定する教科の他、小学校全学年に「英語活動科」を設定する。

第1・2学年は「生活科」を年間15時間削減し、その時間を「英語活動科」とする。

第3・4学年は「総合的な学習の時間」を年間30時間削減し、その時間を「英語活動科」とする。

第5・6学年は「総合的な学習の時間」を年間35時間削減し、その時間を「英語活動科」とする。

授業時数表(学校教育法施行規則 別表第1 (第24条の2関係))

区分	各教科の授業時数										道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	英語活動				
第1学年	272		114		87	68	68		90	15	34	34		782
第2学年	280		155		90	70	70		90	15	35	35		840
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	30	35	35	75	910
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	30	35	35	75	945
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	35	75	945
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	35	75	945

(5) 計画初年度の教育課程の内容等

教育内容

歌やチャンツ、動作、ゲーム、スキット、視聴覚教材などの音声を中心とした英語活動やネイティブスピーカーとの交流を通して、聞くこと・話すことなどの実践的能力を養い、言葉や文化に対する興味・関心を高め、国際理解の基礎を培うとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てることを目標とする。

第1学年

1 目標

- (1) 楽しく英会話学習に取り組み、英語に親しもうとする態度を育成するとともに周りの人に、仲良く、元気に英語で話しかけようとする。
- (2) 歌・リズム遊び・ゲーム・全身を使った活動等を通して、音声としての英語に慣れ親しみ、あいさつやお礼の言葉、人の名前やものの名前を聞き取ることができる。
- (3) 英語のリズム・抑揚・調子に慣れ、あいさつやお礼の言葉、自分の名前やものの名前を相手の目を見て伝え合うことができる。

2 内容

- (1) 聞く力を育てるため、次の事項について指導する。
 - ア 英語の文を音の流れとして聞き、英語の音に慣れ親しむこと。
 - イ あいさつやお礼の言葉、人の名前・ものの名前を聞き取ること。
 - ウ 話の雰囲気や話し手の身振り・手振り・表情から話の内容をつかむこと。
- (2) 話す力を育てるため、次の事項について指導する。
 - ア 言葉や文を聞こえるままに発音すること。
 - イ あいさつやお礼の言葉、自分の名前・ものの名前を言うこと。
 - ウ 簡単な質問に対して答えたり、自己紹介をしたりすること。

第2学年

1 目標

- (1) 楽しく英会話学習に取り組み、周りの人に仲良く英語ではなしかけようとする。
- (2) 歌・リズム遊び・ゲーム・全身を使った活動等を通して、音声としての英語に慣れ親しみ、あいさつやお礼の言葉、人の名前やものの名前を聞き取ることができる。
- (3) 英語のリズム・抑揚・調子に慣れ、あいさつやお礼の言葉、自分の名前やものの名前を相手の目を見て伝え合うことができる。

2 内容

- (1) 聞く力を育てるため、次の事項について指導する。
 - ア 英語の文を音の流れとして聞き、英語の音に慣れ親しむこと。
 - イ あいさつやお礼の言葉、人の名前・ものの名前を聞き取ること。

ウ 話の雰囲気や話し手の身振り・手振り・表情から話の内容をつかむこと。

(2) 話す力を育てるため、次の事項について指導する。

ア 言葉や文を聞こえるままに発音したり、口形を真似て発音したりすること。

イ あいさつやお礼の言葉、自分の名前・ものの名前を言うこと。

ウ 簡単な質問に対して答えたり、自己紹介をしたりすること。

第3学年

1 目標

(1) 英語の決まり文句等、いろいろな表現を楽しむとともに、世界の国々にはいろいろな人がいることを知り、相手を受け入れることができる。

(2) 日常生活で具体的な場面や状況に応じた英語を聞いて、話の内容をイメージすることができる。

(3) 日常生活での具体的な場面や状況に応じた簡単な英語を用いて、相手に質問したり、質問に対する自分の考えを相手の目を見て伝え合うことができる。

2 内容

(1) 聞く力を育成するため、次の事項について留意して指導する。

ア 英語の文をまとまりのあるものとして聞き、英語の音に慣れ親しむこと。

イ あいさつやお礼の言葉、人の名前・ものの名前を聞き取ること。

ウ 絵や写真等からの情報を手懸かりに、話の内容の概略をつかむこと。

(2) 話す力を育成するために、次の事項に留意して指導する。

ア 言葉や文を聞こえるままに、まねをして発音すること。

イ あいさつやお礼の言葉、自分の名前・ものの名前を言うこと。

ウ 簡単な質問に対して答えたり、自己紹介をしたりすること。

第4学年

1 目標

(1) 英語の決まり文句等、いろいろな表現を使用して英会話のやりとりを楽しむとともに、世界の国々にはいろいろな人がいることを知り、相手を歓迎し、もてなすことができる。

- (2) 歌・リズム遊び・ゲーム・全身を使った活動等を通して、音声としての英語に慣れ親しみ、あいさつやお礼の言葉、人の名前やものの名前を聞き取ることができる。
- (3) 日常生活での具体的な場面や状況に応じた英語を聞いて、話の内容をイメージすることができる。
- (4) 動物や食べ物等、ものの名前の絵を見て、聞き取ったり、質問したりすることができる。

2 内容

- (1) 聞く力を育成するため、次の事項について留意して指導する。
 - ア 英語の文をまとまりのあるものとして聞き、英語の音に慣れ親しむこと。
 - イ あいさつやお礼の言葉、人の名前・ものの名前を聞き取ること。
 - ウ 絵や写真等からの情報を手懸かりに、話の内容の概略をつかむこと。
- (2) 話す力を育成するために、次の事項に留意して指導する。
 - ア 自分の意見や考えを持って話すこと。
 - イ 場面の状況に応じた表現を使って話すこと。
 - ウ 相手に質問したり、相手の質問に適切に答えたりすること。

第5学年

1 目標

- (1) 英語での日常的で簡単な会話を楽しみ、外国文化への理解を深めるとともに、日本の文化について伝えようとするすることができる。
- (2) あいさつや日常的な会話を通して、話の内容の概要を理解することができる。
- (3) 目的を持って相手に話しかけたり、相手の目を見て自分の考えを伝え合うことができる。
- (4) 健康・時間・天候等、状態を表す絵を見て、聞き取ったり、質問したりすることができる。

2 内容

- (1) 聞く力を育成するため、次の事項について留意して指導する。
 - ア 話し手が何を話そうとしているのか、推測しながら聞くこと。
 - イ 話の中から既習の言葉や表現を手がかりにして、話の話題をつかむ

こと。

ウ 話し手に聞き返す等をし、話の内容をはっきりさせること。

(2)話す力を育成するために、次の事項に留意して指導する。

ア 自分の意見や考えを相手に伝えようとする事。

イ 目的を持って相手に質問したり、尋ねたりすること。

ウ 相手と共通する話題を見つけること。

第6学年

1 目標

(1)英語で簡単な日常的会話を楽しみ、外国文化への理解を深めるとともに、日本の文化について具体物等を使って分かりやすく伝えようとする事ができる。

(2)あいさつや日常的な会話を通して、話の内容の概要を理解することができる。

(3)目的を持って相手に話しかけたり、相手の目を見て自分の考えを伝え合うことができる。また、自分のことを話すことができる。(例 自己紹介)

(4)健康・時間・天候等、状態を表す絵を見て、聞き取ったり、質問したりすることができる。

2 内容

(1)聞く力を育成するため、次の事項について留意して指導する。

ア 話し手が何を話そうとしているのか、推測しながら聞くこと。

イ 話の中から既習の言葉や表現を手がかりにして、話の話題をつかむこと。

ウ 話し手に聞き返す等をし、話し手の意向を理解すること。

(2)話す力を育成するために、次の事項に留意して指導する。

ア 自分の考えを表情豊かに伝えようとする事。

イ 目的を持って相手に質問したり、尋ねたりすること。

ウ 相手との会話を広げるストラテジーを駆使して会話を楽しむこと。

指導方法

学級担任が主となり、国際交流員や英語指導助手とのチーム・ティーチングの授業を実施する。したがって、事前の打ち合わせの時間を確保し、指導のねらいをはっきりさせて授業に臨み、国際交流員や英語指導助手に任せきりの授業には決してしない。町内全小学校で、「鶴田町英語教育推進委員会」で選定した教材を教科書と

して使用する。

なお、児童の負担過重とならないように音声や身体表現等による「聞く、話す」活動を中心に行う。高学年では、児童の興味や関心の高まりを考慮して簡単な「読む、書く」活動も発展的な活動として実態に応じながら取り入れていく。また、転入児童に対しては、学習の中で配慮していくか個別で対応していくかを、児童の実態や状況により検討していく。

(6) 評価について

評価についての基本的な考え方

英語活動のねらいを明確にした年間活動計画を作成し、学習目標とともに、評価規準を設定する。形成的評価を行うことにより、個々の児童の学習状況を学習過程の中で見取り、指導方法の工夫・改善を図る。

評価の観点

評価を適切に行うため、評価の観点を明確にする。観点として次の項目を取り上げる。

活動への関心・意欲・態度 話すこと・聞くこと的能力

言葉や文化への理解

評価の時期・方法

評価は、学期末、年度末に総合的に記述する方式で行う。ただし、学習の結果だけでなく、その過程も評価していくようにする。よって、年間活動計画に基づき、教師が適時観察評価するものとする。